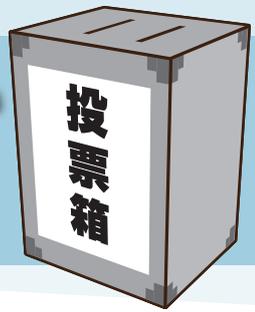


# 選挙の投票区(投票所)の見直しについて

照 会 選挙管理委員会事務局(総務課) ☎0537-11132



近年、全国的に期日前投票制度が定着してきており、投票者の半数以上の人々が期日前投票を利用し、当日に各地区の投票所で投票する有権者が減少しています。

御前崎市選挙管理委員会では、社会情勢の変化や課題に対応するため、令和3年4月に浜岡地域の投票区を見直しました。今回は第2段階として、御前崎地域の白羽地区について投票区(投票所)を見直しました。

今回、改正された投票区(投票所)は、**令和5年4月9日執行予定の静岡県議会議員選挙から適用**します。ご理解とご協力をお願いします。

※第1投票区から第9投票区については、今回投票区(投票所)の変更はありません。

## ●見直し後の投票区・投票所一覧

※赤字が対象箇所となります。下記「◆変更内容」をご確認ください。

投票区	投票所	区画(行政区)	投票区	投票所	区画(行政区)
1	池新田地区センター	東町・本町・早苗町	7	新野地区センター	新野西・新野東・新野南
2	中町公民館	中町・大山	8	大山区民センター	上岬区・下岬区・大山区
3	高松地区センター	門屋・塩原・合戸	9	広沢区コミュニティセンター	西側区・女岩区・広沢区
4	佐倉地区センター	佐倉一区・佐倉二区・佐倉三区・桜ヶ池	10	白羽地区センター	新谷区・薄原区・ <b>中原区</b>
5	比木地区センター	比木原・上比木・下比木	<b>11</b>	白浜コミュニティ防災センター	<b>白羽区</b> ・白浜区・新神子区
6	朝比奈地区センター	朝比奈原・上朝比奈・下朝比奈			

※投票所は選挙ごとに指定するため、状況により変更となる場合があります。

### ◆変更内容

- ①第11投票区の「**中原区**」を「第10投票区 白羽地区センター」へ編入
- ②第11投票区の「**白羽区**」を「第12投票区 白浜コミュニティ防災センター」へ編入(名称を**第11投票区**とする。)

ご不明な点は、照会先にお問い合わせください。

